

# 応用物理学会 量子エレクトロニクス研究会規程

## 1. 名称

本研究会は応用物理学会量子エレクトロニクス研究会と称する。

## 2. 目的

本研究会は量子エレクトロニクスに関する研究の推進及び技術の向上をはかることを目的とする。

## 3. 事業

本研究会は前項の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 講演会、研究会、講習会、見学会などを開催する。
- (2) その他、本研究会の目的達成に必要な事業を行う。

## 4. 会員

応用物理学会会員は本研究会に入会できる。

## 5. 役員・幹事会

- (1) 本研究会は次の役員をおく。いずれも任期は3年とする。  
原則として重任および再任は認めない。  
委員長 1名(任期3年)  
副委員長 1名(任期3年)  
幹事長 1名(任期3年)
- (2) 役員および委員長の推薦による常任幹事(若干名、任期3年)により、幹事会を構成する。
- (3) 役員は、会員の推薦(自薦を含む)を受けた者から、幹事会が次期役員候補者を選出し、会員による信任投票により決定するものとする。
- (4) 委員長は会務を総括し、事業計画、予算、事業報告及び決算を応用物理学会に報告する。また、副委員長は委員長を補佐するとともに、幹事会の運営にあたる。幹事長は委員長・副委員長を補佐するとともに、事務局を編成し庶務、会計その他運営業務を統括する。
- (5) 幹事会は事業計画の立案を主な任務とし、本研究会の運営にあたる。また、事業計画の内容に応じてサブグループを組織し、運営の円滑化をはかる。必要に応じて各種事業の運営を担当する幹事(任期1年)をおき幹事会に加えることができる。

## 6. 会計

- (1) 本研究会の事業遂行に要する費用は 応用物理学会(以下、学会という)補助金、会費、寄付金およびその他の収入による。
- (2) 研究会の会計は、学会会計に包括処理され、資産は学会に帰属する。
- (3) 本研究会の予算及び決算は応用物理学会理事会の承認を受けるものとする。

## 7. 規程の制定および改正

本規程の改正は、学会総務担当理事の承認を得るものとする。

## 8. 附則

本規程は2014年12月8日より実施する 総務担当理事承認

2017年10月5日 改正 総務担当理事承認

2019年2月7日 改正 総務担当理事承認